

## 流山市国民保護計画（素案）に係るパブリックコメント実施要領

### 1 件名

「流山市国民保護計画（素案）」についての意見等募集

### 2 目的

この要領は、流山市国民保護計画を作成するに当たり、広くその素案を公表し、市民等の意見等を聴くことによって、計画作成に係る市民等の参画の機会を保障するとともに、意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的としています。

### 3 事業内容

我が国に対する外国からの武力攻撃や大規模テロ等に際して、国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃等に伴う被害等を最小に抑えるため、国、都道府県、市町村が相互に連携協力し、住民の避難や救援措置等を行うことを目的に、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法が平成16年9月に施行されました。

この法律に基づき、市町村は、国が定めた「国民の保護に関する基本指針」及び千葉県が作成した「千葉県国民保護計画」に基づき、武力攻撃事態や大規模テロ等から住民の生命、身体及び財産を保護し、住民生活や住民経済への影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護計画しなければならず、本市においても今年度中に流山市国民保護計画の作成が必要となっています。

### 4 資料内容及び公表方法等

#### (1) 公表する資料

流山市国民保護計画（素案）

#### (2) 公表の方法

- ・ 市役所第1庁舎2階総務課防災対策室及び市内各出張所、図書館、公民館で閲覧できます。
- ・ 流山市ホームページで閲覧できます。

5 意見等が提出できるもの

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者

6 意見等募集期間

平成18年11月15日(水)から平成18年11月30日(木)まで  
郵送の場合は、11月30日(木)必着

7 意見等の提出方法及び提出先

意見等は、原則、別紙様式による提出としますが、住所・氏名・意見等必要事項が明記されている場合は、任意様式も可とします。

直接持参：市役所第1庁舎2階 総務部総務課窓口

郵送：〒270-0192

流山市平和台1-1-1

流山市役所 総務部総務課 防災対策室

ファクシミリ：04-7158-4131

電子メール：[soumu@city.nagareyama.chiba.jp](mailto:soumu@city.nagareyama.chiba.jp)

8 その他

- (1) 提出いただいた御意見等に対する回答はいたしません。意見等募集期間終了後、全ての御意見について整理したうえで計画作成の参考にさせていただくとともに御意見に対する市の考え方については、市役所第1庁舎2階総務課防災対策室、市内各出張所、図書館及び公民館並びに流山市ホームページ等で公表します。
- (2) パブリックコメントに対して寄せられた意見等は、住所・氏名を除き、そのままの形で公表することがありますので、個人が特定される内容は意見本文中には記載しないでください。
- (3) 電話・口頭での意見等は、パブリックコメントとして取り扱えません。

9 実施担当課

流山市平和台 1 - 1 - 1

総務部総務課 防災対策室

TEL : 04 - 7150 - 6067

FAX : 04 - 7158 - 4131